

堺市公報 号外第27号	令和7年6月19日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市市税条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	3
○堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】	7
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局都市整備部都心未来創造課】	8
○堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例 【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	9
○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 【上下水道局水道部水道事業調整課】	10

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第22号）
令和7年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正等を行うもの

- 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（令和7年条例第23号）
堺市立東陶器こども園の位置を変更するもの

- 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第24号）
堺旧港交流空間創出事業者選定委員会を廃止するもの

- 堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例（令和7年条例第25号）
審議会の名称を堺市住生活審議会に改める等の改正を行うもの

○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第26号）

水道法施行規則の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

条 例

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第22号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第17条第2項第3号中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第18条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条第1項第2号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 法第314条の2第6項の特定親族特別控除額がある者 法第314条の2第1項第12号にそれぞれ定める金額

第33条第1項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和6年新法」を「令和7年新法」に改める。

第42条第1項第12号の2中「寄与する」の次に「施設で規則で定めるものの用に供されている」を加え、「で規則で定めるもの」を削る。

第61条第8項中「申告書」を「申請書」に改める。

附則第3条の2第1項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第2項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第3項から第8項までの規定中「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第10項中「令和6年新法附則第15条第38項」を「令和7年新法附則第15条第37項」に改める。

附則第3条の2の2及び第3条の2の3中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改める。

附則第3条の10中「規定する特定マンション」の次に「（以下この条において単に「特定マンション」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第5条の2中「令和6年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）」に改める。

附則第23条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第24条 令和8年4月1日以後に第65条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第65条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。）に係る第66条第1項の製造たばこの本数の計算方法等は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条、第18条及び第29条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第23条の次に1条を加える改正規定及び附則第6項から第8項までの規定 令和8年4月1日

(3) 附則第3条の2第1項の改正規定（「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定（「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に改める部分に限る。）並びに附則第5項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）
(個人の市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）第13条、第18条及び第29条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第18条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
(固定資産税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施

設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第24条に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

7 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第65条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第66条第1項の製造たばこの本数は、同条第2項及び新条例附則第24条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 改正法第1条の規定による改正後の地方税法第467条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例第65条第1号アに規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第24条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

9 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第23号

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を
改正する条例

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立東陶器こども園の項中「福田」を「陶器北」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第24号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺旧港交流空間創出事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第25号

堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を
改正する条例

堺市住宅まちづくり審議会条例（平成13年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市住生活審議会条例

第1条中「住宅及びまちづくり」を「住生活」に、「堺市住宅まちづくり審議会」を「堺市住生活審議会」に改める。

第2条第1号中「整備」を「形成」に改め、同条第4号中「住宅及びまちづくり」を「住生活」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の堺市住宅まちづくり審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により堺市住宅まちづくり審議会の委員として委嘱され、現にその職にある者については、この条例による改正後の堺市住生活審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第5条第1項の規定により堺市住宅まちづくり審議会の会長又は副会長として選出され、現にその職にある者については、新条例第5条第1項の規定により選出された会長又は副会長とみなす。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第26号

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格
並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一
部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号及び第5条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。